

# 技能実習事業協議会（第10回）

## 議事次第

日時：令和7年12月24日 13:30～14:45  
場所：水産庁 中央会議室

### 開 会

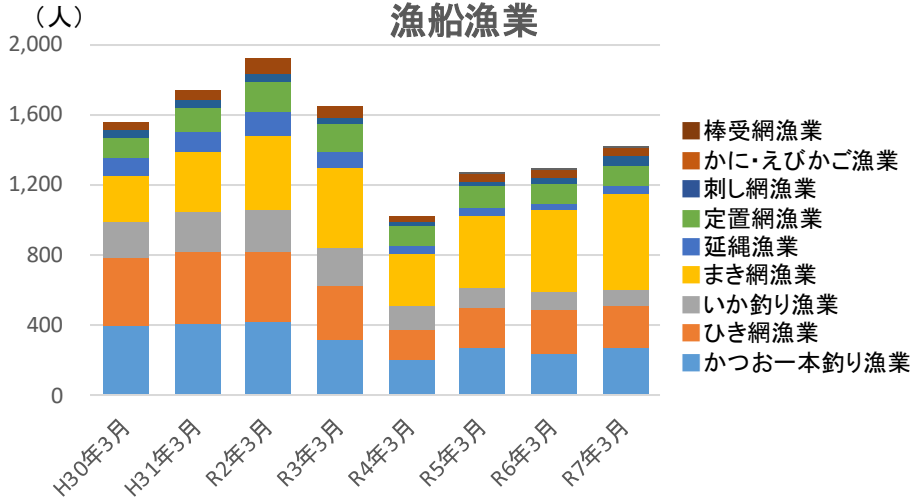
1. 技能実習制度の実施状況に関する情報共有
  - ① 漁業・養殖業における技能実習生の人数の推移
  - ② 監理団体及び実習実施者の処分について
2. 外国人材の安全対策等の周知徹底について
3. その他
  - ・ 瀬戸内海でのカキ養殖実習の状況について

### 閉 会

配布資料：

- 資料 1-1 漁業における技能実習生の状況
- 資料 1-2 監理団体等に対する技能実習法に基づく行政処分について（報告）
- 資料 1-3 漁船漁業職種に係る技能実習の適正化のために
- 資料 2-1 「漁業・養殖業における外国人材の安全対策等の周知徹底について（注意喚起）」（令和7年5月23日事務連絡）
- 資料 2-2 「漁業・養殖業における外国人材の安全対策等の周知徹底について（再依頼）」（令和7年9月25日事務連絡）

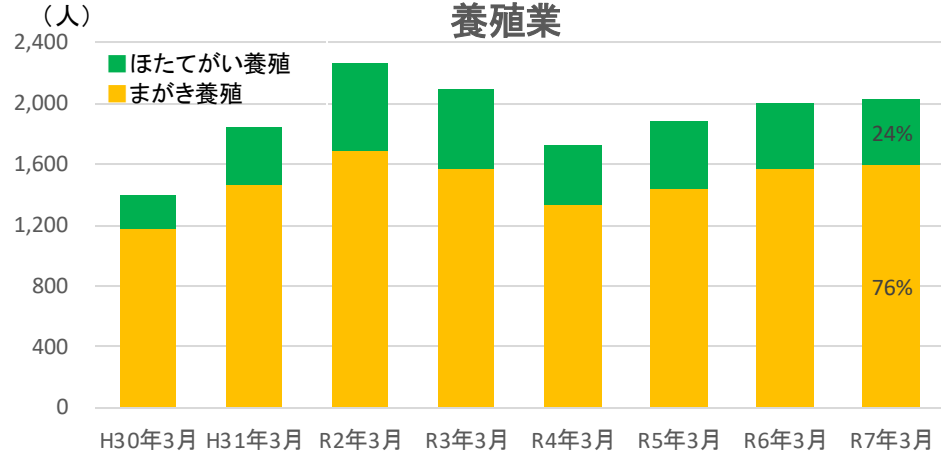
## 職種・作業別の技能実習生の推移



(単位:人)

漁船漁業職種	H30年3月	H31年3月	R2年3月	R3年3月	R4年3月	R5年3月	R6年3月	R7年3月
かつお一本釣り漁業	391	408	417	321	203	266	239	275
ひき網漁業	392	404	401	305	172	238	245	230
いか釣り漁業	210	230	243	217	134	113	104	100
まき網漁業	257	346	422	456	293	407	466	539
延縄漁業	108	117	128	87	53	40	42	47
定置網漁業	112	138	178	159	107	127	113	119
刺し網漁業	39	43	47	41	27	29	31	51
かに・えびかご漁業	48	52	81	63	38	41	43	52
棒受網漁業					0	2	3	3
計	1,557	1,738	1,917	1,649	1,027	1,263	1,286	1,416

漁船漁業は技能実習生の大半がインドネシア人



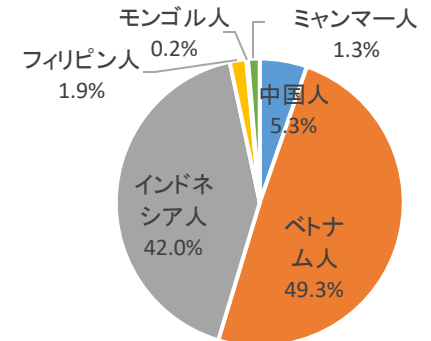
(単位:人)

養殖業	H30年3月	H31年3月	R2年3月	R3年3月	R4年3月	R5年3月	R6年3月	R7年3月
マガキ養殖	1,176	1,471	1,686	1,564	1,332	1,442	1,571	1,590
ホタテガイ養殖	222	380	80	528	394	450	436	438
計	1,398	1,851	2,266	2,092	1,726	1,892	2,007	2,028

資料:水産庁調べ(各年3月末現在)

H29年は技能実習評価試験合格者数、その他は協議会証明書交付件数から推計

### 技能実習生の国別割合 (令和7年度)



資料:水産庁調べ

技能実習評価試験受検者数から推計

令和7年12月24日  
(一社)全国まき網漁業協会

### 監理団体等に対する技能実習法に基づく行政処分について（報告）

本会傘下の監理団体等に対する行政処分につきまして、処分に至った概要、及びそれを受けての本会の対応について、報告いたします。

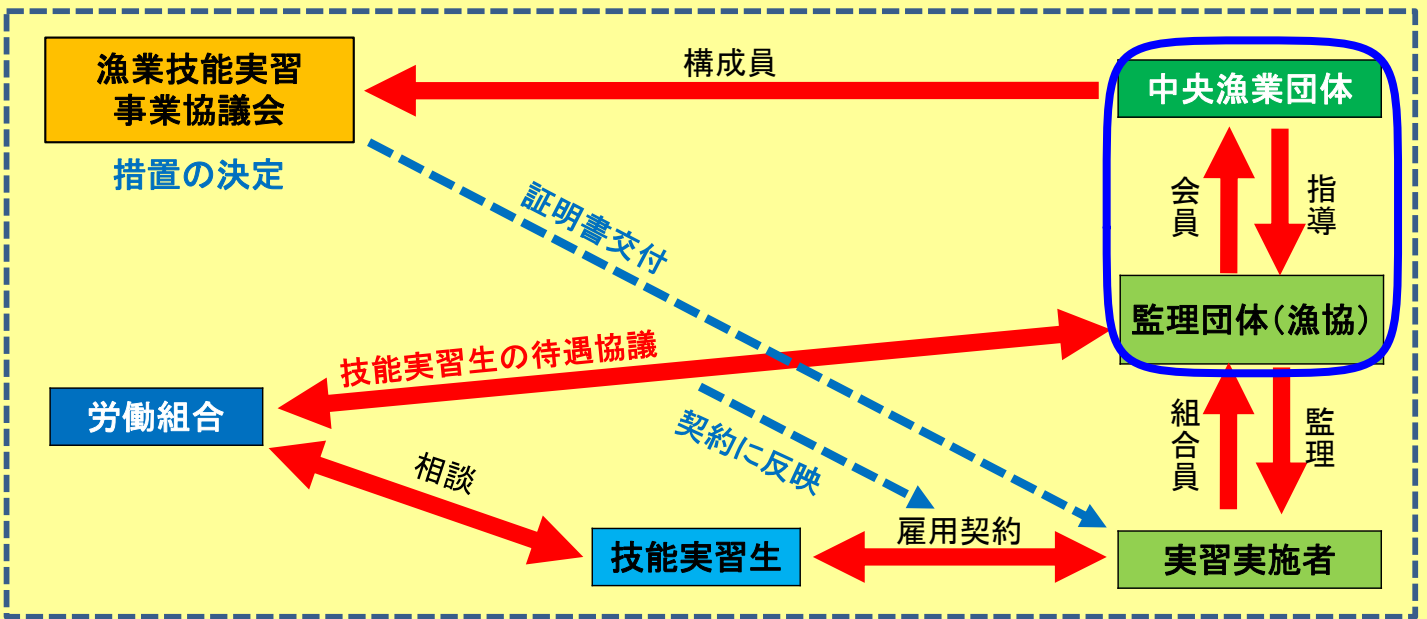
#### 記

1. 令和5年10月、実習意欲喪失を理由とした帰国として「技能実習実施困難届出書」が本会傘下の監理団体から外国人技能実習機構（以下、実習機構）に提出されたが、その後、実習実施者における暴力事案による帰国であったことが判明した。
2. こうした事態を受け、令和7年8月1日付けで法務省及び厚生労働省は、技能実習法に基づき、本会傘下の監理団体に対しては改善命令、当該監理団体が監理する実習実施者に対しては技能実習計画の認定取り消し処分を、それぞれ行った。実習実施者は、特定技能外国人の受け入れ機関としても適格性を欠くとして、特定技能外国人の受け入れも中止されることとなった。
3. 全国まき網漁業協会は、このような厳しい行政処分があったことを受け、令和7年10月3日付けで当該監理団体への指導文書等を発出し、技能実習生に対する人権侵害行為は決して許されるものではないこと、万が一、こうした事案が発生した場合には、速やかに実習機構および全まきに報告すること等を指導した。

以上

対象作業	監理団体	技能実習評価試験機関
①かつお一本釣り漁業、②延縄漁業、③いか釣り漁業、④まき網漁業、 ⑤ひき網漁業、⑥刺し網漁業、⑦定置網漁業、⑧かに・えびかご漁業 ⑨棒受網漁業	漁協	(一社) 大日本水産会

- ◆ 「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）」が、平成29年11月1日に施行され、新たな技能実習制度が始まりました。
- ◆ 漁船漁業職種については、農林水産大臣が、海上で作業が行われる漁業特有の事情に鑑み、技能実習計画の認定基準の一部を制定しました。（平成29年農林水産省告示第937号）
- ◆ 技能実習法に基づき水産庁に設置（平成29年12月13日）された漁業技能実習事業協議会において、この告示等に基づき協議を行った結果、監理団体と労働組合が協議して技能実習生の待遇を定めること等、技能実習の適正化及び技能実習生の保護を図るための措置が決められました。
- ◆ 監理団体及び実習実施者は、中央漁業団体の指導のもと、漁業技能実習事業協議会が決定した措置を適切に講じて下さい。
- ◆ 事業協議会は、これらの措置を遵守している実習実施者に対し、外国人技能実習機構への技能実習計画の認定申請に必要な証明書を交付しますので、監理団体は、大日本水産会（事業協議会共同事務局）へ証明書の交付を申請して下さい。
- ◆ 詳細は、水産庁のHP（<http://www.jfa.maff.go.jp/j/kikaku/kyogikai.html>）をご覧ください。



(参考1) 漁業技能実習事業協議会決定事項

- 「漁船漁業職種・作業に係る団体監理型技能実習生の待遇について講じる措置等」（平成29年12月13日付 漁業技能実習事業協議会決定第2号）
- 「複数の職種及び作業に係る団体監理型技能実習を適正に実施するための体制の確認」（平成29年12月13日付 漁業技能実習事業協議会決定第4号）
- 「漁船漁業職種・作業に係る漁業技能実習事業協議会証明書（団体監理型技能実習）交付要領」（平成29年12月13日付 漁業技能実習事業協議会決定第5号）

(参考2) 作業別中央漁業団体

かつお一本釣り漁業	(一社)全国近海かつお・まぐろ漁業協会 全国漁業協同組合連合会
延縄漁業	(一社)全国近海かつお・まぐろ漁業協会 全国漁業協同組合連合会 全国金目鯛底はえ縄漁業者協会
いか釣り漁業	(一社)全国いか釣り漁業協会 全国漁業協同組合連合会
まき網漁業	海士町 (一社)全国まき網漁業協会 全国漁業協同組合連合会
ひき網漁業	海士町 (一社)全国底曳網漁業連合会 全国漁業協同組合連合会
刺し網漁業	海士町 全国かじき等流し網漁業協議会 全国漁業協同組合連合会
定置網漁業	(一社)日本定置漁業協会
かに・えびかご漁業	海士町 全国漁業協同組合連合会
棒受網漁業	全国さんま棒受網漁業協同組合 全国漁業協同組合連合会

事務連絡  
令和7年5月23日

漁業技能実習事業協議会構成員  
漁業特定技能協議会構成員 各位

漁業技能実習事業協議会事務局  
漁業特定技能協議会事務局  
(水産庁漁政部企画課)

漁業・養殖業における外国人材の安全対策等の周知徹底について（注意喚起）

漁業・養殖業における技能実習生や特定技能外国人等、外国人材の安全対策については、これまでも協議会構成員に対し、外国人材の漁労作業中の事故（機械への巻き込まれ事故、海中転落による死亡事故等）防止に向けた注意喚起を行ってきたところです。

海難事故を防止するためには、発航前検査や気象・海象情報の事前確認に加え、例えばヘルメットの着用など漁労作業中の安全確保、ライフジャケットの着用などを確実に実施し、安全対策の徹底を図ることが極めて重要です。

また、労働者を雇い入れた際の安全衛生教育や、野外作業などの際の熱中症対策が、事業者には義務付けられていることにも、注意する必要があります。

つきましては、下記について貴管下の技能実習・特定技能の関係者に周知・指導していただきますようお願いいたします。

## 記

### 1. 気象・海象情報の事前確認

発航前には、気象情報等を十分に確認するとともに、荒天時の出航は避けるなど、無理のない航海計画や操業計画を立ててください。

### 2. 航海時の安全確保

航海中は常に周囲の見張りを励行するとともに、室外でのライフジャケット等の着用を徹底させてください。

また、天候の変化に関する情報等を常時入手し、荒天の危険性がある場合には、操業を中止し、重量物の固定やドア・ハッチ等の開口部を閉鎖するなどの

安全確保を最優先としてください。

3. 操業時の安全確保

操業時の衝突事故等を防止するため、操業中でも常に周囲の様子に気を配り、漁労作業中は、ヘルメット等の保護具やライフジャケット等の着用などの安全確保を徹底させてください。

特に、技能実習生については、独りで作業に従事させないなど、安全確保を徹底してください。

4. 外国人材に対する遵守事項の徹底

外国人材に関しては、事故を防止するため、安全指導及び教育の実施など、様々な守るべき義務やルールが定められています。改めてご確認いただき、配乗ルールも含めて徹底するようお願いいたします。

5. 雇入れ時等の安全衛生教育の義務

事業者には、雇用形態や国籍にかかわらず全ての労働者について、雇入れたり、作業内容の変更があった際には、安全衛生教育（別添「労働者の就業に当たって事業者が実施しなければならない措置について」参照）を行う義務があります。そのことから、外国人が漁労機器等を扱う際には、事前に危険性や取り扱い方法に関する教育をしておく必要があります。

6. 熱中症対策の徹底

野外作業など熱中症に罹るおそれがある作業を行わせる場合には、熱中症の疑いのある者を早期発見する体制整備、重篤化防止に向けた迅速かつ適切に対処する措置の実施手順の作成、関係作業員への周知といった熱中症対策を整備することが、新たに義務付けられています（労働安全衛生規則第 612 条の 2）。

以上

労働者の就業に当たって事業者が実施しなければならない措置について

事業者が労働者を雇い入れたとき、または作業内容を変更したときには、従事する業務に関する安全または衛生のための、下記の8項目に係る安全衛生教育を行わなければなりません。（労働安全衛生法第59条）。

記

1. 機械等、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取り扱い方法に関すること。
2. 安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及びこれらの取り扱い方法に関すること。
3. 作業手順に関すること。
4. 作業開始時の点検に関すること。
5. 当該業務に関して発生するおそれのある疾病の原因及びその予防に関すること。
6. 整理、整頓及び清潔の保持に関すること。
7. 事故時等における応急措置及び退避に関すること。
8. 前各号に掲げるもののほか、当該業務に関する安全又は衛生のために必要な事項。

事務連絡  
令和7年9月25日

漁業技能実習事業協議会構成員  
漁業特定技能協議会構成員 各位

漁業技能実習事業協議会事務局  
漁業特定技能協議会事務局

漁業・養殖業における外国人材の安全対策等の周知徹底について（再依頼）

技能実習生や特定技能外国人等、外国人材の安全対策については、これまでも外国人材の漁労作業中の事故防止に向けた注意喚起を度重ねて行ってきたところですが、今般、動画共有アプリケーションに、外国人が撮影したと見られる漁船の洋上作業の動画が投稿されており、これには、日本漁船の洋上作業の動画にて日本人、外国人共に、ヘルメットだけでなくライフジャケットも未着用であるものが散見されます（別紙1）。

未着用による事故が絶えない中での今般の事例は、遺憾と言わざるを得ません。

つきましては、今一度、貴管下の技能実習・特定技能の関係者に、別紙2「漁業・養殖業における外国人材の安全対策等の周知徹底について（注意喚起）」の周知・指導を徹底していただきますようお願いいたします。

以上